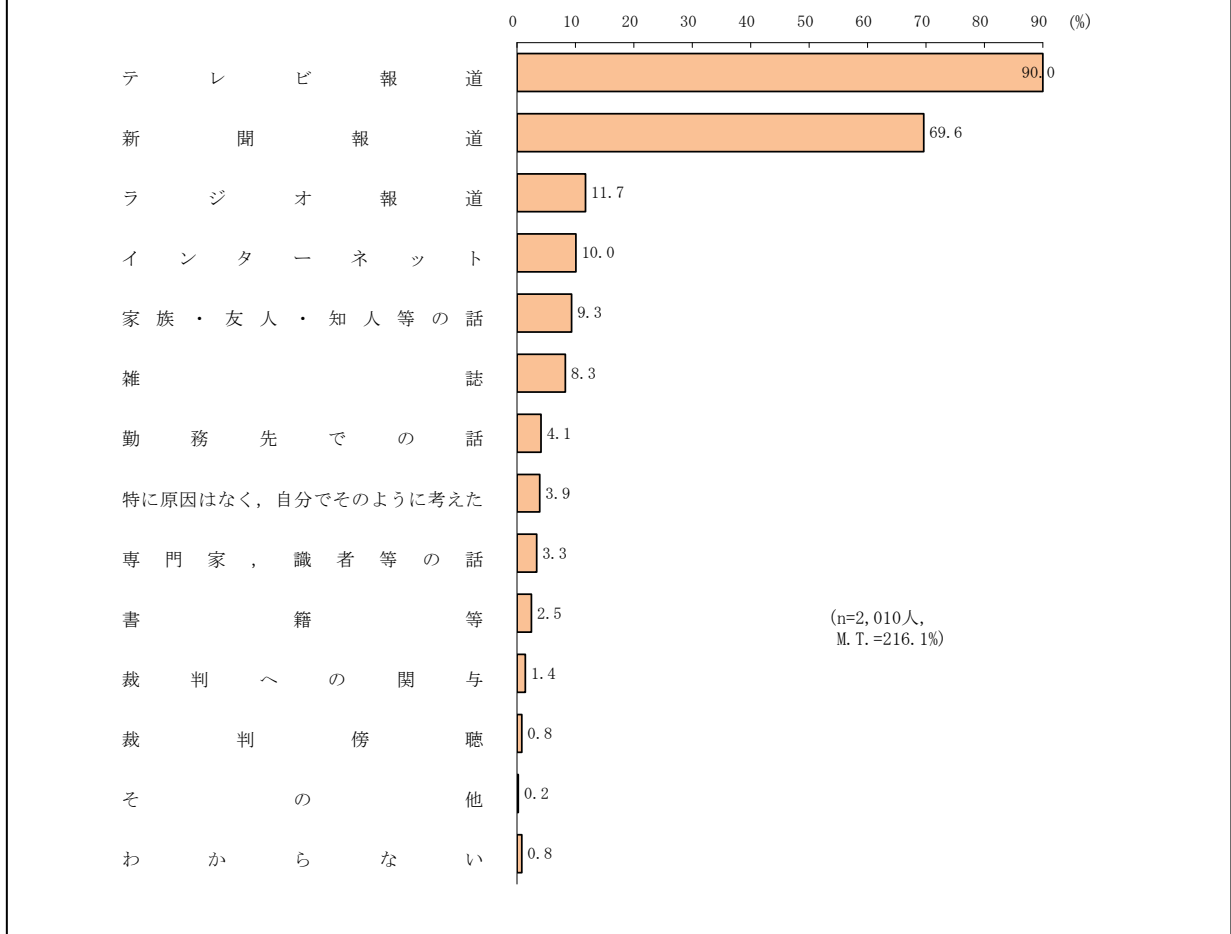


8 裁判員制度の実施後の変化についてQ7の印象を持つことになった原因

Q8 [回答票8] あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)



裁判員制度の実施後の変化についてQ7の印象を持つことになった原因としては、「テレビ報道」が90.0%と最も高く、次いで「新聞報道」が69.6%であった。

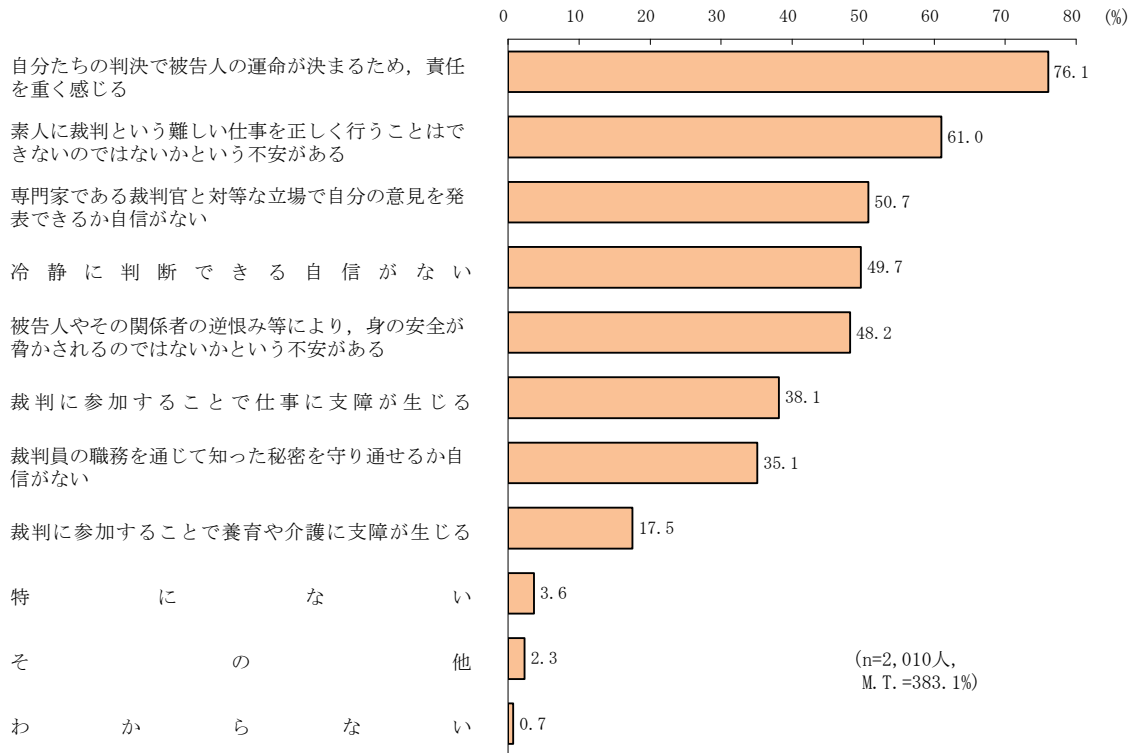
	該当数 (n)	新聞報道	雑誌	書籍等	テレビ報道	ラジオ報道	インターネット	裁判への関与	裁判傍聴	家族・友人・知人等の話	勤務先での話	専門家、識者等の話	特に原因はなく、自分でそのように考えた	その他	わからない	回答計
【性別】																
男性	983	72.1	9.6	3.6	89.2	14.3	13.9	1.4	0.8	6.8	4.9	3.4	4.3	0.1	0.4	224.8
女性	1027	67.2	7.1	1.5	90.7	9.2	6.3	1.5	0.8	11.7	3.4	3.3	3.5	0.3	1.3	207.7
【年齢別】																
20～29歳	268	45.5	4.9	1.9	86.6	6.0	19.8	3.0	1.9	10.1	3.4	4.5	6.3	0.4	-	194.0
30～39歳	370	63.2	7.6	1.1	91.1	10.5	14.1	1.6	0.8	8.1	6.2	1.6	4.6	0.3	0.3	211.1
40～49歳	315	70.2	9.5	2.9	92.4	11.7	16.8	1.9	0.6	8.6	6.3	3.8	2.9	-	-	227.6
50～59歳	336	79.5	8.3	4.5	89.3	10.7	7.4	0.6	0.3	8.6	3.6	4.2	4.2	-	0.9	222.0
60～69歳	347	83.3	13.0	4.3	93.4	18.4	3.7	-	0.6	13.8	5.2	4.0	1.7	0.3	0.6	242.4
70歳以上	374	71.1	6.1	0.5	86.9	11.5	1.6	1.9	0.8	7.0	0.3	2.4	4.0	0.3	2.9	197.3
【職業別】																
お勤め	680	67.5	8.5	3.4	91.3	11.6	16.2	1.6	0.6	6.8	7.4	4.1	4.1	0.1	0.4	223.7
自営・自由業	285	72.6	10.5	2.1	86.3	15.8	10.9	1.4	0.4	8.4	3.9	2.1	4.9	-	0.4	219.6
パート・アルバイト	214	67.3	4.7	1.9	91.1	12.6	7.5	2.3	1.4	13.6	8.4	1.9	4.7	0.5	-	217.8
専業主婦・専業主夫	465	68.6	7.1	0.6	91.8	8.6	4.9	1.1	1.1	11.2	-	2.6	2.4	-	1.5	201.5
学生	48	45.8	4.2	6.3	79.2	4.2	20.8	2.1	2.1	14.6	-	12.5	10.4	2.1	-	204.2
無職	316	77.8	10.8	3.5	88.6	13.3	3.8	0.9	0.6	8.9	0.9	3.5	3.2	0.3	1.9	218.0
その他	2	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	300.0

年齢別にみると、「新聞報道」は50代・60代で高く、「インターネット」は20～40代で高くなっている。

## 9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q9 [回答票9] あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまると思うものを、次の中からすべてお聞かせください。

(M. A.)



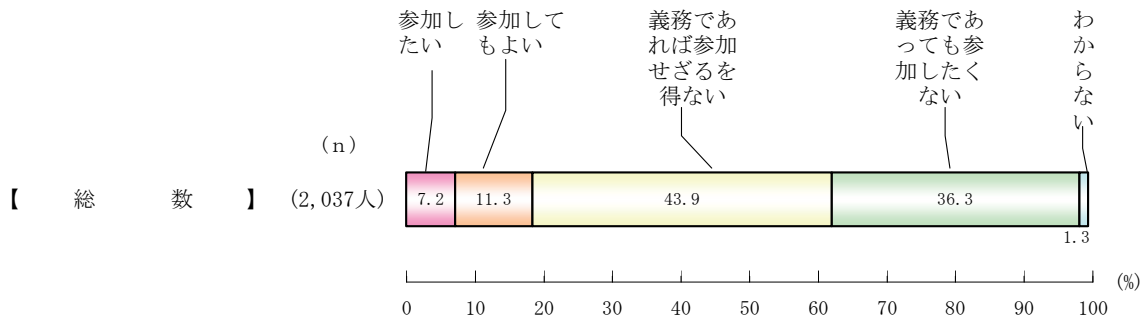
刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が76.1%と最も高い。

	該当数 (n)	重く感じる	自分たちの判決で、被告人の運命が決まる	不安がある	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	冷静に判断できる自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	みだりにその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	裁判員やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	裁判員に支障が生じること	裁判に支障が生じること	養育や介護に支障が生じること	特になし	その他	わからない	回答計
【性別】																	
男性	983	70.9	54.6	44.9	41.4	43.5	35.2	46.7	11.1	4.5	2.4	0.6	355.8				
女性	1027	81.0	67.1	56.4	57.6	52.6	35.1	29.9	23.7	2.8	2.2	0.9	409.3				
【年齢別】																	
20～29歳	268	70.5	54.5	43.7	36.9	48.5	31.7	38.8	12.7	1.9	0.4	0.7	340.3				
30～39歳	370	76.2	56.2	46.5	45.7	51.6	33.0	47.3	27.6	2.4	0.5	0.3	387.3				
40～49歳	315	79.4	59.0	47.0	43.2	54.3	38.4	54.9	20.6	2.2	0.6	0.3	400.0				
50～59歳	336	80.4	62.5	49.7	54.2	44.6	36.9	47.3	16.7	3.3	2.4	-	397.9				
60～69歳	347	81.3	69.2	62.0	62.8	48.1	39.8	32.3	16.7	3.2	3.7	0.6	419.6				
70歳以上	374	68.4	63.1	53.7	52.1	42.5	31.0	11.5	9.9	8.0	5.6	2.4	348.4				
【職業別】																	
お勤め	680	72.1	53.8	42.5	41.0	45.7	34.6	56.2	12.8	3.2	0.9	0.4	363.2				
自営・自由業	285	73.0	64.6	49.8	42.5	41.4	37.2	58.9	13.0	3.5	2.1	0.4	386.3				
パート・アルバイト	214	85.0	65.4	57.9	58.9	55.6	37.9	42.1	28.0	1.4	0.9	0.5	433.6				
専業主婦・専業主夫	465	80.9	67.1	57.2	61.1	55.5	33.5	16.1	27.7	3.4	2.4	1.3	406.2				
学生	48	75.0	60.4	52.1	33.3	45.8	35.4	31.3	14.6	6.3	-	-	354.2				
無職	316	75.0	61.1	55.1	54.4	44.0	35.1	11.4	10.1	6.0	7.0	1.3	360.4				
その他	2	-	100.0	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	200.0				

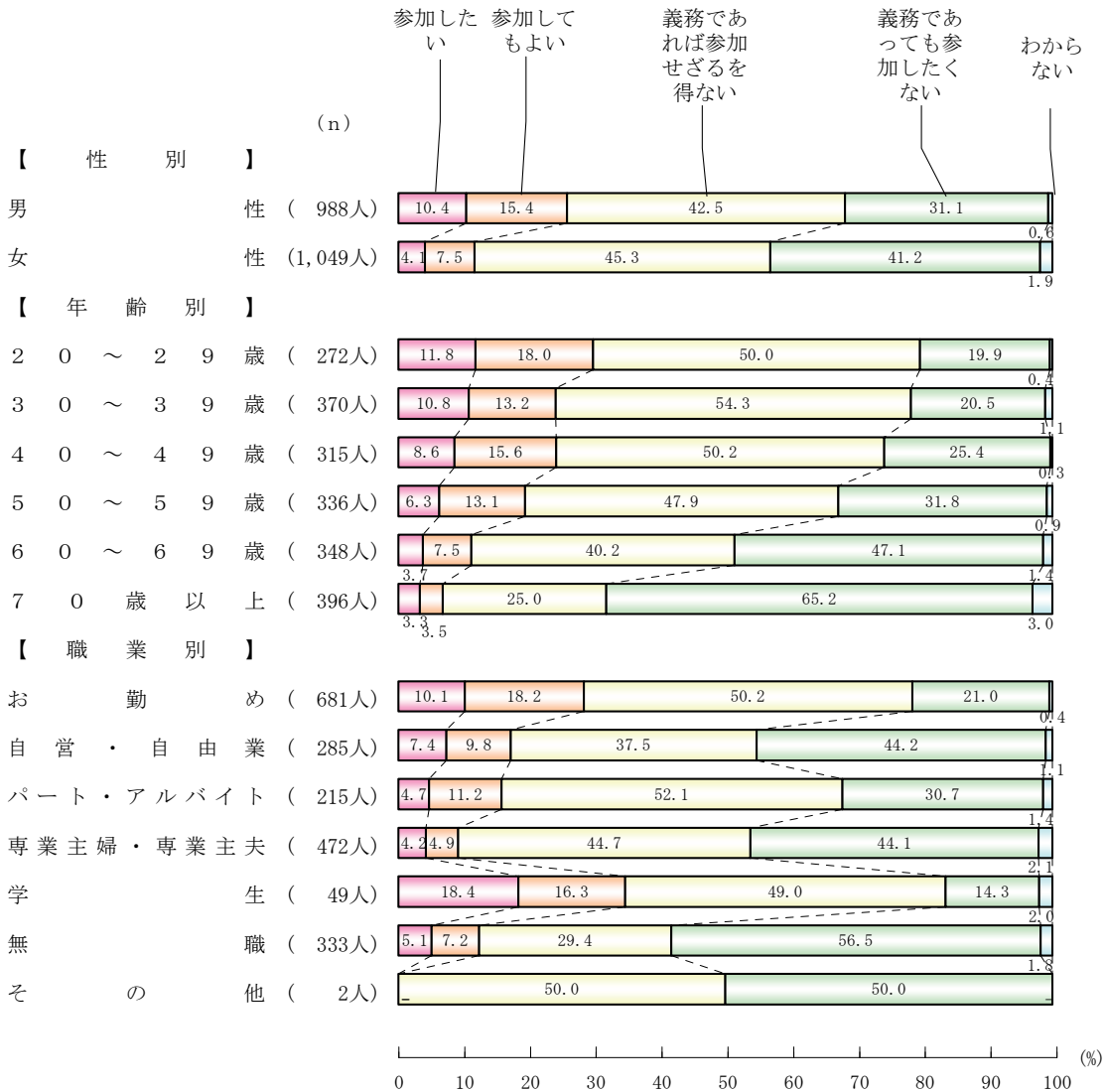
「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」は、男女別にみると、男性よりも女性で高く、年齢別にみると、20代と70歳以上では他の年代よりも低く、50代・60代で高くなっている。

10 裁判員として刑事裁判に参加したいか

Q10 [回答票10] あなたは裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか。



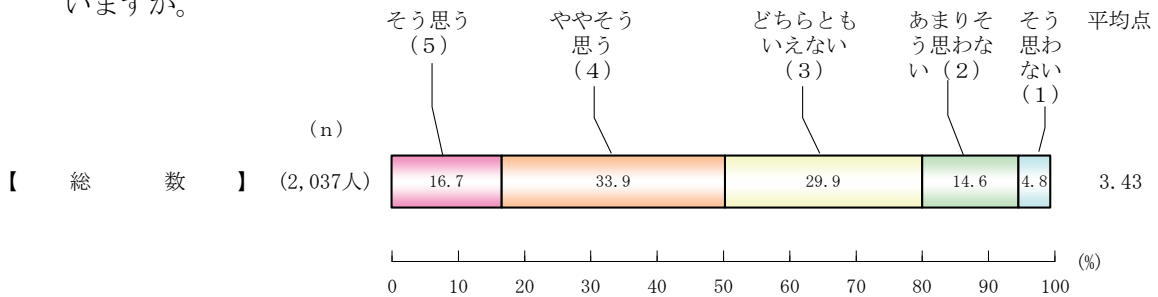
裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が7.2%、「参加してもよい」が11.3%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が43.9%、「義務であっても参加したくない」が36.3%である。



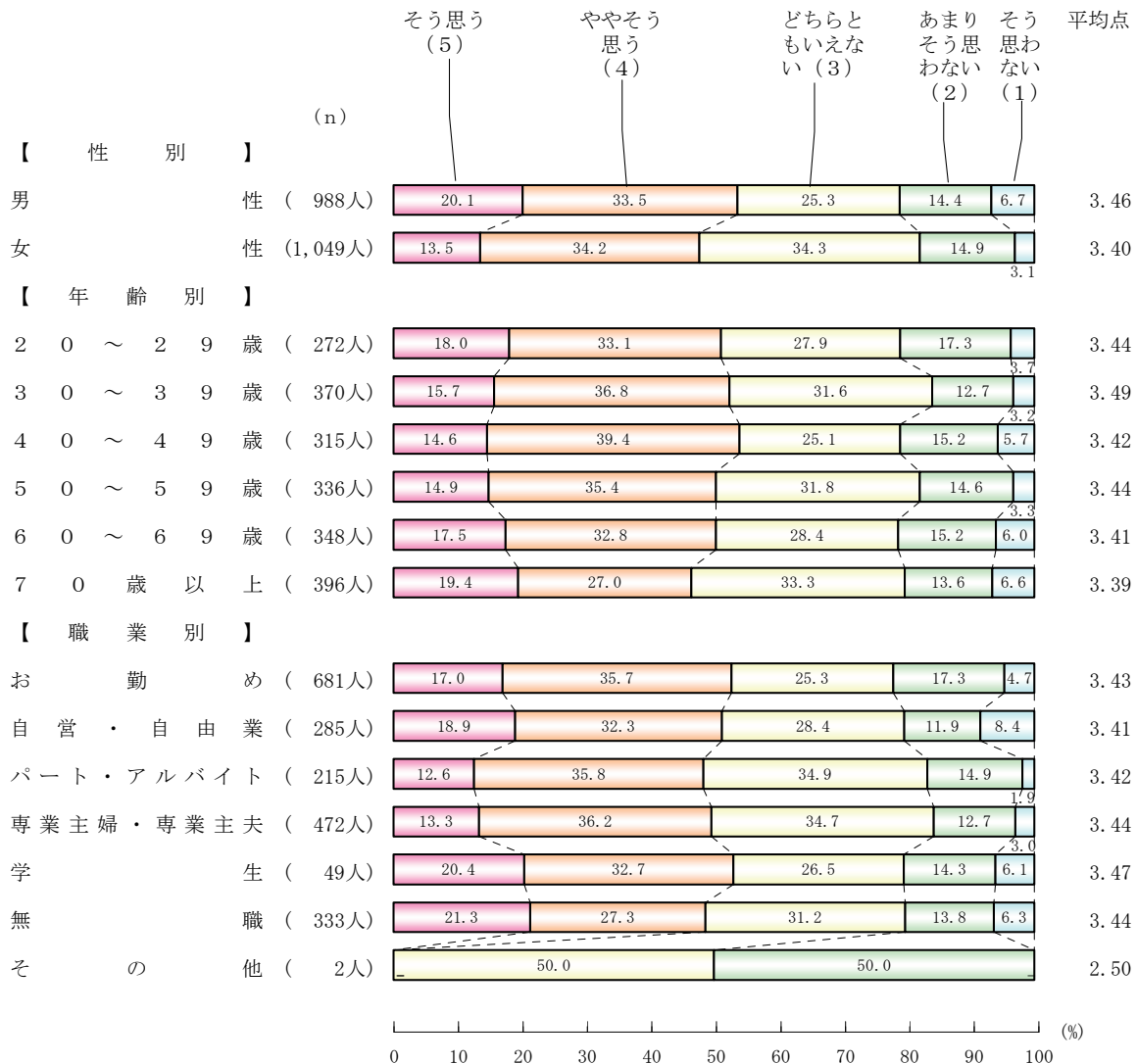
「参加したい」、「参加してもよい」および「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」は比較的若年層で高く、「義務であっても参加したくない」は高齢層で高くなっている。

1 1 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 1 [回答票 1 1] 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。

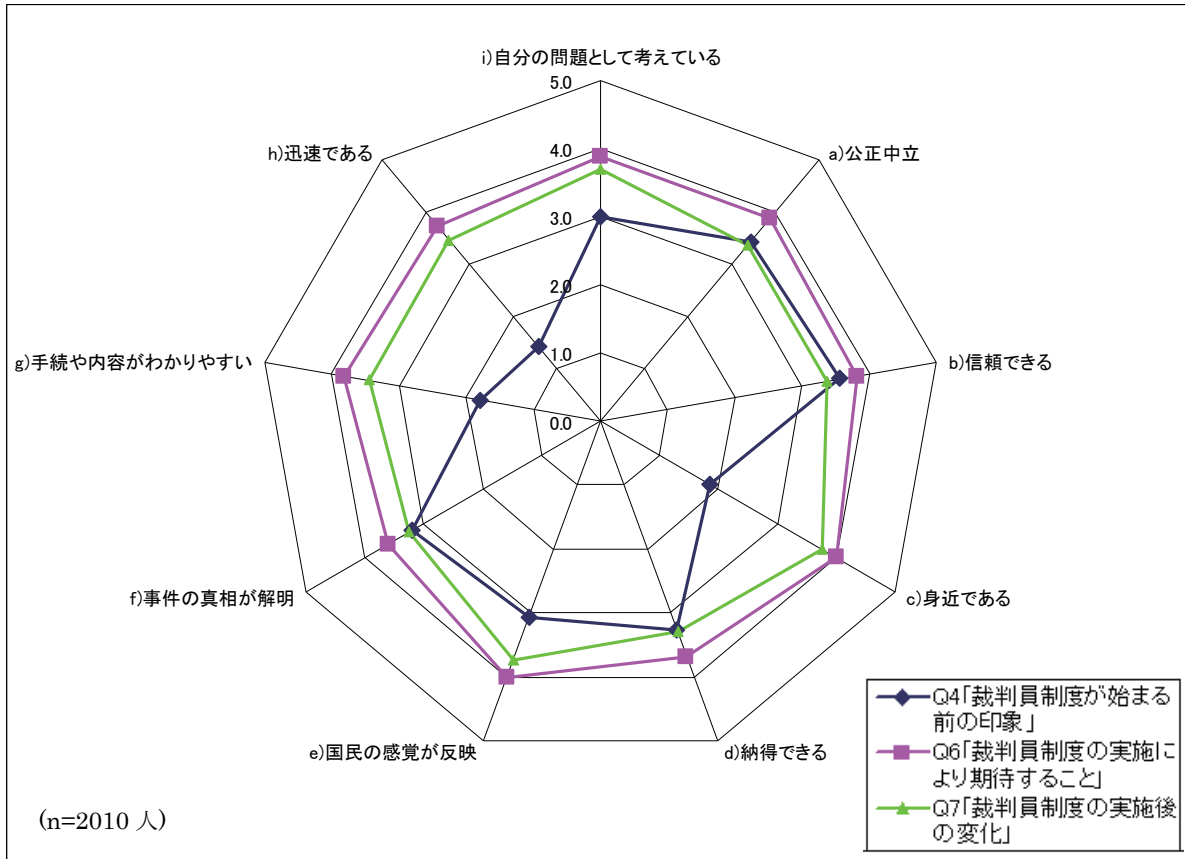


刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきかどうかという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は 50.6%，一方、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は 19.4%である。



『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は男女別にみると、女性より男性で高くなっている。

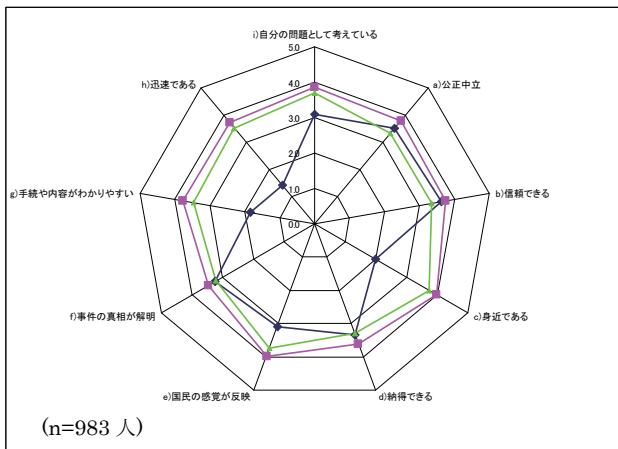
1 2 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



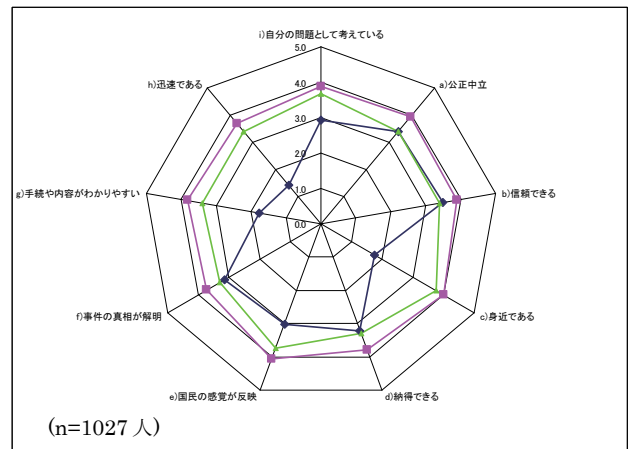
Q 4 : 「裁判員制度が始まる前の印象」、Q 6 : 「裁判員制度の実施により、期待すること」、Q 7 : 「裁判員制度の実施後の変化」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「身近である」、「手続や内容がわかりやすい」、「迅速である」はQ 4よりもQ 6・Q 7の点数が大きいことが目立つ。また「自分の問題として考えている」と「国民の感覚が反映」も認識よりも実施後の変化の得点が高い。

この傾向は性別・年齢別にみた場合もほぼ同様に表れている。

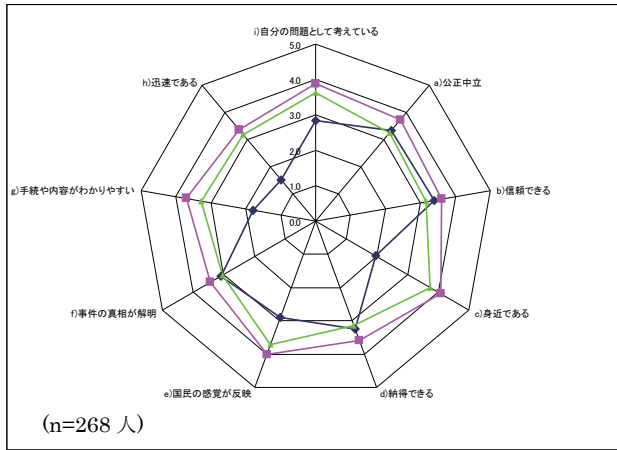
男性



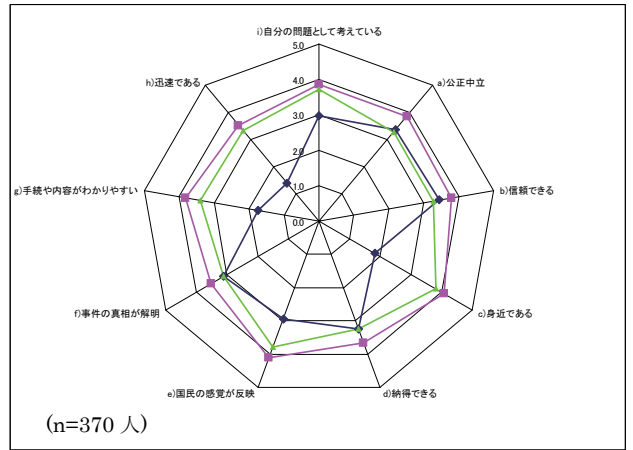
女性



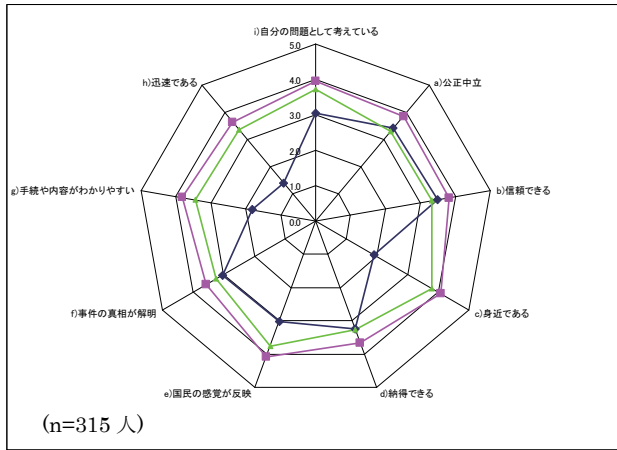
20代



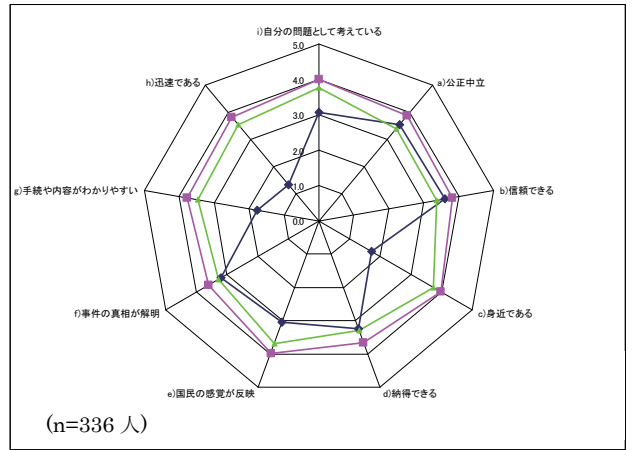
30代



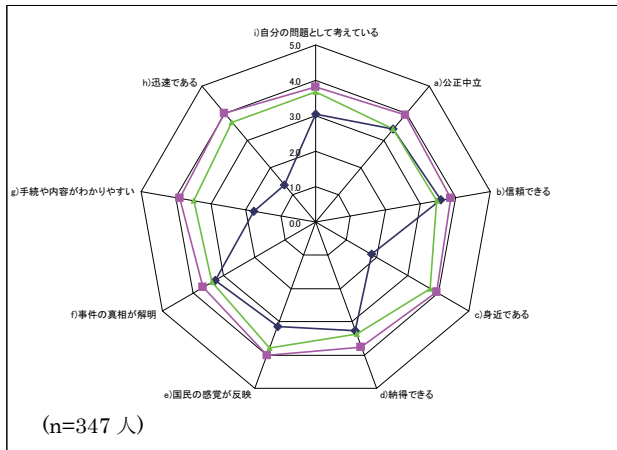
40代



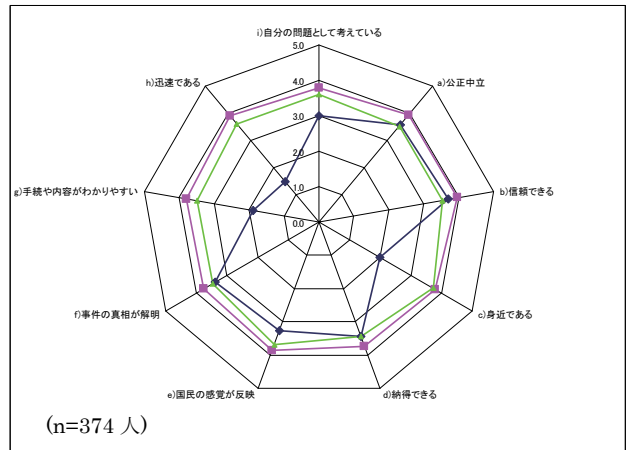
50代



60代



70歳以上



### Ⅲ 調査票 (付：単純集計結果)

#### 裁判員制度の運用に関する意識調査

平成 22 年 1 月

- Q 1** 【回答票 1】あなたは「裁判員制度」について、次に挙げる事項をご存知ですか。  
(a)～(c)の各項目ごとに「知っている」「知らない」のいずれかをお答えください。

	知っている	知らない
(a) 裁判員制度が開始された	98.2	1.8
(b) 裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に、有罪・無罪の判断や刑の内容（重さ）を決める制度である	96.6	3.4
(c) 選挙権のある人（有権者）であれば、原則として、誰でも裁判員に選ばれる可能性がある	93.3	6.7

※ (a)～(c)ですべて「知らない」と回答した人は、5ページのQ10へ

【Q1でひとつでも「1 知っている」と回答した人にQ2～Q9を聞く】

- Q 2** 【回答票 2】では、先ほど伺った裁判員制度についてご存知の事柄を何から知りましたか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

74.2(ア) 新聞報道	7.3(キ) 各種パンフレット
7.9(イ) 雑誌	15.1(ク) 家族・友人・知人等の話
2.7(ウ) 書籍等	8.7(ケ) 勤務先での話
96.5(エ) テレビ報道	2.6(コ) 裁判員制度に関する各種説明会
13.7(オ) ラジオ報道	1.0 その他（具体的に )
11.7(カ) インターネット	0.0 わからない

(M. T. =241.4%)















